

太子町立文化会館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 1 日

太子町教育委員会教育長 糸 井 香 代 子

教育委員会規則第 4 号

太子町立文化会館管理運営規則の一部を改正する規則

太子町立文化会館管理運営規則（平成 13 年教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 1 項第 1 号中「主催」の次に「又は共催」を加え、「、ふれあい交流ゾーンを」を削り、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 町長が特に必要と認める場合 町長が相当と認める額

別表 1 中「一覧表」を削り、同表楽器等の項中「12,000」を「8,000」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の太子町立文化会館管理運営規則の規定は、この規則の施行の日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。